日刊 動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合
〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話（鉄電）千葉 2935・2939番
（公）043（222）7207番
97.9.2 No. 4653

「第二の労闘を！」

労働法制改悪反対首都圏労組共闘会議 準備会開かれる（8/31千葉）

八月三一日、動力車会館において「労働法制改悪反対首都圏労組共闘会議準備会」の第一回会合が開かれ、首都圏の労組活動家五〇人余が参加した。

これは、七月三一日に東京で行なわれた労働法制改悪反対集会で「第二の労闘（労働法規改悪反対闘争委員会）をめざそう」とよびかけられたのをきっかけに、労働法制改悪に反対する労働組合の幅広い共闘をつくりだそうと動労千葉がよびかけ、開始された。

会合では中野委員長が、次のように提起した。

「国鉄分割・民営化が強行された八八年以降、特に連合が結成されて労働組合の力が弱くなっていく過程で、労働基準法の改悪が実質的に進んでいる。今度の労働法制改悪というのはその追認行為であるとともに、法体系自身をガタガタにしていくという二つの面がある。

これまでの労働組合運動というのは、大なり小なり労働三法に依拠した運動だった。そういう意味では、労働基準法が改悪された場合、今後の労働運動の在り方、やり方などが相当変わってしまうということだ。しかも労働法制改悪の推進勢力に連合がなっている。労働組合運動の基本原則に係わる問題で、労働組合が広範に闘いを組織しないというのは日本だけだ。

歴史的にみると、一九五〇年に総評が結成されて以降、特にサンフランシスコ条約、日米安保条約の締結を受けて、労働法制の改悪が全面的に出されてきている。破防法も一緒に出された。治安法と労働者の保護規定撤廃が一体となってかけられたことに対し、当時の総評がよびかけて『労働法制改悪反対闘争委員会』（略称労闘）というのをつくって、五二～五三年頃にかけてほぼ五回くらいにわたるストライキを敢行している。その時に労基法の考え方の原型が作られ、そのなかで労働者の団結の強化などいろんな労働運動の形が形成されて今日に至っている。だからこの労働法制改悪反対という問題は、日本の全労働者の問題であり、これからの戦闘的な労働運動をどう創っていくのかという意味でも第一級の課題としてある。」

当面、労基法―労働法制改悪反対の闘いの交流・学習会を積み重ねつつ、組対法、新ガイドライン、有事立法等と一体のものとして、一一・九労働者集会を重要なテーマとして闘うことが提起された。

組対法（組織的犯罪対策法）今秋国会上程阻止へ

―8・30つぶせ盗聴法、許すな！警察管理社会集会―

八月三〇日、東京・永田町の「星陵会館」において、「八・三〇 つぶせ！盗聴法！許すな！警察管理社会」集会が、八・三〇集会実行委員会の主催のもとで五五〇名の労働者・市民・学生などが結集して開催され、憲法で保障されている通信や表現の自由を侵害し、警察管理のもとで「人・金・情報」の面から労働運動や市民運動を取り締まる組織的犯罪対策法（組対法）の今秋臨時国会上程を阻止するために全力で起ち上ることが提起され、渋谷までのデモ行進を行った。

労働運動弾圧の常套手段も加重対象

「組対法」の重要な核心のひとつが、刑に対する加重を行って「団体の活動」を絞めあげようとするものだ。警察が「団体の行為」と判断すれば組対法の対象となる。「政治目的」が発動用件だった破防法よりも安易に団体などを取り締まることができるため、憲法二一条の「結社の自由」に違反する法である。

しかも、「団体の行為」の刑の加重対象には、労働争議や市民運動弾圧の口実に使われてきた強要・威力業務妨害・建造物損壊罪などが含まれている。例をあげてみると、

◆強要―三年以下の懲役
　↓**五年以下の懲役**
◆威力業務妨害―三年以下の懲役五〇万円以下の罰金
　↓**五年以下の懲役五〇万円以下の罰金**
◆建造物損壊―五年以下の懲役
　↓**七年以下の懲役**

というように、刑が一・五倍化されており、これ自体実質的な刑法の改悪であり、団体取締法である。

和解での解決金も「脅迫」の対象に

マネーロンダリング関連では、麻薬の不正取引等による資金の没収・追徴が行われてきた。しかし、組対法では幅広い罪種に適用しようとしている。ここでも逮捕及び監禁、強要、脅迫等が真っ先に挙げられている。労働争議などで会社側と和解が成立し解決金や賠償金を得た場合でも、和解に至る交渉の過程で強要や脅迫ととれる言葉があったとされる場合には組対法の対象となり、解決金の没収や財産等を差し押えて団体を封じ込めることができるというものである。

際限なく広がる盗聴 普通の会話も監視下

組対法の中で最大の問題が「盗聴」である。これ自身憲法二一条二項の通信の秘密を侵害するものだ。

裁判所が発行した傍受令状に基づけば最大六〇日まで盗聴が認められる。しかし、将来の犯罪に対する**「予防盗聴」**、令状記載の内容かを判断するための**「予備的盗聴」**、傍受中に他犯罪の通信が行われた場合の**「別件盗聴」**など、無制限に拡大されてしまうのだ。

結局、組織的犯罪だけではなく、ごく普通の社会生活の会話までが警察の監視下に置かれるということだ。

警察によるデッチ上げ証言が横行する

そして、裁判では、「証人保護規定」を設けて、目撃証人に対する弁護側の尋問に対して「安全配慮」と称して尋問を制限できるとしている。これは、証言にあたって住所や勤務先などの証言を拒否できるというものであり、実質上の匿名証言である。警察に都合のよいデッチ上げ証言がまかり通ってしまうというものだ。

現代の「治安維持法」を葬り去ろう

集会でも、関東学院大学・足立昌勝教授から「組織的犯罪対策法を考える」と題して講演が行われ、左記の問題点も含めて批判的に検討が行われた。

また、全国で組対法に反対する各団体からの発言が行われ、動労千葉からも田中書記長が発言し、「新ガイドライン―労働法制改悪―組対法は三位一体の攻撃だ。新ガイドラインの前で自主規制する組合が出ている。国労も『八・三〇』を方針化してしまった。新ガイドラインの役務拒否が組織的であると判断されたら取締の対象となる。組対法粉砕に向けがんばろう」と訴えた。

集会後、有事体制を支え、反戦運動や労働運動、市民運動、学生運動への治安弾圧を目的とした現代の「治安維持法」＝組対法粉砕へ渋谷・宮下公園までのデモを行った。